従五位に叙する
正六位に叙する
（警視庁警部）
服部　敏幸
従六位に叙する（各通）
川原　伸顯　仁科　正隆
正七位に叙する（各通）（以上七月二十六日）
平林　喜好　古澤　宏俊
正五位に叙する
小野　崇
従五位に叙する
橋本　弘次
正六位に叙する（以上七月二十七日）
（衆議院参事）
飯嶌　正義
正五位に叙する
菅田　育夫
従五位に叙する
塘　普
正六位に叙する（以上七月二十八日）
（鹿児島大学名誉教授）
加田　繁喜
正四位に叙する
（千葉大学名誉教授）
長谷　綱男
従四位に叙する（各通）
（福島工業高等専門学校名誉教授）
木下　安弘
従五位に叙する
馬場　寛
正六位に叙する
（岐阜県巡査部長）
日野　文平
従六位に叙する
保崎　学
正七位に叙する（以上七月三十日）
（千葉県議会議員）
川田　忠内
正五位に叙する（七月三十一日）
津田　春二
従六位に叙する（八月一日）
（富山工業高等専門学校名誉教授）
前島　健治
従四位に叙する（八月二日）
近藤喜久夫
従六位に叙する（八月三日）
○叙勲
後藤　一男
（十和田市議会議員）
江渡　龍博
旭日小綬章を授ける
田崎　久光
旭日双光章を授ける（各通）
真壁　宏彰
旭日単光章を授ける（以上七月二十二日）
泉　淳一郎
旭日双光章を授ける（七月二十三日）
（青森県田子町議会副議長）
大森　正
旭日単光章を授ける（各通）（七月二十四日）
小野寺　康
旭日双光章を授ける（各通）
丁場　克已
須崎　徳次　中武兵衛門　中村　洋
旭日単光章を授ける（以上七月二十五日）
（千葉県議会議員）
神里　富夫
旭日中綬章を授ける（七月三十一日）
近藤喜久夫
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　國雄
大西　芳男　越湖　馨　中井　清一　福田　守　山崎　秀一
瑞宝双光章を授ける（各通）
河井　徹　近重　正邦　深澤　一彦　矢野　修
兼松　博信　佐々木　正　橋本　光明　二井　淳夫　山本　信作
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十二日）
佐藤　靖治　細川　悟次　牧　邦昭　南　則夫
伊藤　良三　澤　和行
瑞宝小綬章を授ける（各通）
安本　功
柏原　律子　武田　一美　山下　恭喜
瑞宝双光章を授ける（各通）
陶山　茂樹　三浦　春夫
熊谷　征彌　田中　秀穂　山城　武徳
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十三日）
軽部　民雄
安藤　勉　岩下　敬之　上川　春男　米田　修
（川口市消防司令長）
多知川　寛　鳥海　浩二　山下　富行
西田　恭助
瑞宝双光章を授ける（各通）
泉　章夫　北村陽一郎　佐々木　登
石村　貞頼　木村　正行　楠　孝順　鷲本　孝一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十四日）
花岡　忠昭　肥田木　修
木村　聚　末村　信隆　水谷　治良
瑞宝双光章を授ける（各通）
菅井　順一
平田　正道
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十四日）
（千葉大学名誉教授）
井上　絹夫
瑞宝中綬章を授ける（各通）
小瀬川秀次
瑞宝小綬章を授ける（各通）
五十嵐清二
齋藤　春雄　神　武雄　鈴木　得之
瑞宝双光章を授ける（各通）
曽我　英夫　茶谷　靜児　野村　晃久
三宅　達也
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅見　貞子　石飛　武靜　泉　満
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十五日）
上川　健治　佐藤　國雄　森　昇
瑞宝双光章を授ける
（警視庁警部）
平林　喜好
瑞宝単光章を授ける（以上七月二十六日）
小野　崇
瑞宝双光章を授ける（七月二十七日）
飯嶌　正義
（衆議院参事）
菅田　育夫
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）
津田　春二　前島　健治
瑞宝中綬章を授ける（七月三十日）
（千葉大学名誉教授）
木下　安弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）
後藤　一男
瑞宝双光章を授ける（八月一日）
（富山工業高等専門学校名誉教授）
近江　昌二
瑞宝小綬章を授ける（八月二日）
多部　智雄
瑞宝双光章を授ける（八月三日）

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十二年八月二十七日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年九月三十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　酒井　嘉隆
　生年月日　昭和三十四年四月二十八日生
　旅券申請上の住所　大阪府大阪市港区波除三丁目九番六号
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＭＳ二九三三三八六
　発行年月日　平成二十年一月十日
　旅券名義人　酒井　嘉隆
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十二年六月二十五日、伊賀簡易裁判所から、旅券法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十二年七月二十三日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。
　よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

平成二十二年八月二十七日
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年九月三十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。